

令和7年度(2025年度)村有林立木入札仕様書

物件番号	第2号									
物件名	村有林主伐事業(魚帰団地)立木入札									
施業区分	主伐									
面積	7.70ha									
林齢	62～74年生									
樹種	スギ	ヒノキ								計
本数	2,464	1,493								3,957
材積	2,481.74	698.24								3,179.98
区分の表示	<p>・入札対象区域内の外周木の幹及び地籍杭にピンクテープ表示をしている。(伐採区域に含む。)</p> <p>・上記の本数、材積量については、レーザー測量毎木データを活用している。</p>									
制限林等	なし									
搬出期限	令和10年(2028年)3月24日(金)									
条件等										
1	木材の伐採・搬出に当たっては、別添『主伐時における伐採・搬出指針』の内容及び以下の条件等を遵守すること。									
2	村は、物件に数量の不足、種類若しくは品質の相違又は隠れた瑕疵があっても、その担保の責任を負わない。									
3	物件が天災その他村の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合であっても、買受者は、村に対して売払代金の減額及び損害の賠償を請求できない。									
4	完了届の提出後又は搬出の期限の経過後に残存する物件は、村に帰属する。この場合において、買受者が村に損害を及ぼしているときは、買受者は、村の算定に基づきその損害を賠償しなければならない。									
5	ピンクテープが巻かれている外周木を伐採するときは、境界の重要な基礎となるので、伐採後は伐根に巻きなおすこと。									
6	木材搬出の際は、地元車両等を優先し、交通安全に十分留意しなければならない。									
7	伐採後に枝条及び端材(不要な広葉樹等を含む)を残す場合は、散在させることなく数カ所に分けて集積し、速やかに再造林ができる状態にしておくこと。 なお、集積する際は、崩壊、散逸することがないようにし、必要な場合は杭等で固定すること。									
8	溪流及び谷部へ、枝条・末木等を放置してはならない。									
9	土地の形質を変更する場合や索道を設置する場合は、村と協議しなければならない。									
10	森林作業道等を設置する場合には、別添『熊本県森林作業道作設指針』を遵守すること。									
11	木材搬出路を新たに設置した場合は、山腹崩壊の原因とならないように設置するとともに、谷部に土砂が流出しないよう注意しなければならない。									
12	木材搬出路を新たに設置した場合は、搬出作業完了後に原形復旧することが原則とするが、その後の造林等に活用できる場合もあることから、復旧前に復旧の有無、復旧方法等について村と協議しなければならない。									
13	土地の形質の変更(木材搬出路設置等)等が原因で山腹崩壊等が発生した場合、買受者で復旧しなければならない。									
14	既設作業道の崩土除去及び不陸整正等の簡易な補修については、買受者で実施しなければならない。									
15	搬出作業完了後は、既設作業道の路面整理及び水切りを実施しなければならない。									
16	搬出作業完了後は、空き缶・ペットボトル等のゴミなどがないように掃除しなければならない。また、索道のワイヤーロープ等、設置した施設は撤去しなければならない。									
17	令和10年3月末を期限とする伐採届は水上村役場産業振興課が申請している。									
18	熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件(立木)の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷すように努めること。									
19	入札金額については公表するものとする。									
入札日時	令和8年(2026年)3月18日(水) 午後14時00分 開札									
入札場所	水上村役場 応接室(熊本県球磨郡水上村大字岩野90)									
現場説明	令和8年(2026年)3月4日(水) 午前9時00分 水上村役場駐車場集合									
問い合わせ先	熊本県水上村役場産業振興課 尾前 TEL:0966-44-0314									